

運賃協議分科会設置要領（案）

令和6年1月31日

長野市地域公共交通会議

1 趣旨

道路運送法の改正に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する協議を行う際は地域公共交通会議とは別に協議を行うことが必要なことから、長野市地域公共交通会議規約第7の規定に基づき設置する運賃協議分科会について、組織、任務を定めるもの

2 組織

長野市地域公共交通会議委員の次に掲げる所属団体で構成する。

分科会長は長野市公共交通会議の会長を充てる。

市町村	長野市	(事務局)
当該運賃等を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業 者	※複数事業者の運賃を協議する場合は 1事業者ごとに協議	
地方運輸局長	北陸信越運輸局長野運輸支局	
住民意見代表者	篠ノ井地区住民自治協議会	
	長野市地域女性ネットワーク	
	長野市交通安全家族連絡会	

3 任務

- ・一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）の運賃等に関する協議

4 会議

- ・分科会の会議は、分科会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- ・会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、分科会長の決するところによる。
- ・会議は、原則として非公開とする。